

西日本ビルド（株）

岩中 栄作 様

山口県知事 村岡 嗣政



一般建設業の許可について（通知）

令和 4年 9月13日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号 山口県知事許可（般-4）第 12501 号

許可の有効期間 令和 4年 10月 18日 から 令和 9年 10月 17日 まで

建設業の種類

土木工事業

石工事業

舗装工事業

水道施設工事業

とび・土工工事業

鋼構造物工事業

しゅんせつ工事業

禁複写

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 9年 9月 17日

(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

西日本ビルド（株）

岩中 栄作 様

山口県知事 村岡 嗣政



特定建設業の許可について（通知）

令和 4年 9月13日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許 可 番 号 山口県知事許可（特－4）第 12501 号

許可の有効期間 令和 4年 10月 18日 から 令和 9年 10月 17日 まで

建設業の種類
解体工事業

禁複写

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 9年 9月 17日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県岩国市山手町一丁目12番18号
氏 名 西日本ビルド株式会社
代表取締役 岩中栄作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 5 年 7 月 14 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10 年 7 月 13 日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上16種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5 年 7 月 14 日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無(下関市)

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有

禁複写

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県岩国市山手町一丁目12番18号
氏名 西日本ビルド 株式会社
代表取締役 岩中 栄作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

横田 美香



許可の年月日 令和8年3月4日
許可の有効年月日 令和13年3月3日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、がれき類及びばいじん（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、石棉含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和8年3月2日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

禁複写

許可番号 03200006039

産業廃棄物収集運搬業許可証

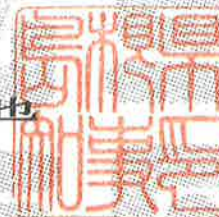
住所 山口県岩国市山手町一丁目12番18号

名称 西日本ビルド株式会社

代表取締役 岩中 栄作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和5年11月29日

許可の有効年月日 令和10年11月8日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16品目、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1)平成30年11月9日新規許可
- (2)令和5年11月29日更新許可

5. 積替え許可の有無 有 - 無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 - 無

禁複写

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 山口県岩国市山手町一丁目12番18号

氏 名 西日本ビルド株式会社
代表取締役 岩中 栄作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許 可 の 年 月 日 令和 5 年 11 月 20 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 10 年 11 月 19 日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。） 以上16品目 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 5年11月20日 更新許可
以下余白

5. 積替え許可の有無 有 ・ 無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

禁複写

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の京築保健福祉環境事務所で行ってください。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 山口県岩国市山手町一丁目12番18号
氏名 西日本ビルド株式会社
代表取締役 岩中 栄作

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和7年4月14日

許可の有効年月日 令和12年4月13日

- 事業の範囲
別紙のとおり
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況
令和7年4月15日 更新許可
- 積替え許可の有無
鳥取市 有 ・ 無
- 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

禁複写

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	燃え殻	—
(2)	汚泥	—
(3)	廃油	—
(4)	廃酸	—
(5)	廃アルカリ	—
(6)	廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）	—
(7)	紙くず	—
(8)	木くず	—
(9)	繊維くず	—
(10)	動植物性残さ	—
(11)	ゴムくず	—
(12)	金属くず（自動車等破砕物を除く。）	—
(13)	ガラスくず等（自動車等破砕物を除く。）	—
(14)	鋳さい	—
(15)	がれき類	—
(16)	ばいじん	—

・以上16品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀含有ばいじん等であるものを除く。
 ・(6)、(13)及び(15)にあつては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
 ・(6)、(12)及び(13)にあつては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(備考)

- ・「—」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。



禁複写